

【各種サービスの説明】

## 令和5年集団指導会 【地域密着型サービス】

日時：令和5年7月20日（木）

午前10時分～11時

場所：一関保健センター 多目的ホール

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 挨 拶

#### 3 説明事項

- (1) 令和4年度実地指導等から見た留意事項及び令和5年度運営指導計画について  
【資料-地1】
- (2) 令和3年度介護保険制度改正の経過措置について  
【資料-地2】
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等に関する臨時的な取扱いについて  
【資料-共3】
- (4) 新型コロナウイルス感染症の入所者の感染時の報告について  
【資料-共4】

#### 2 その他

## 令和4年度地域密着型（介護予防）サービス事業所等実地指導の実績について

## 1 実地指導の実績

介護保険法第23条（※）及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等指導要綱に基づき、実地指導を実施しました。これについては、指定期間内に概ね1回（施設系は概ね3年に1回）を目安に実施しており、事業所から事前に提出いただいた調書により、利用契約に関する書類やサービス提供に関する書類及び事業所内の状況等を確認しました。

サービス名	R4管内 事業所数	H30	R1	R2	R3	R4
地域密着型通所介護	15	3	1	2	4	1
認知症対応型通所介護	1	—	—	1	—	—
小規模多機能型居宅介護	6	1	2	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	28	8	5	13	9	6
地域密着型特定施設入居者生活介護	2	—	1	—	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	6	2	2	6	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	—	1	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	2	—	1	1	—	—
居宅介護支援事業所	49	16	6	3	8	6
訪問型サービス（総合事業）	35	10	6	8	4	6
通所型サービス（総合事業）	54	15	10	5	4	9
合計（地域密着型サービス含む）	203	59	35	36	37	31

## 2 監査の実績

介護保険法第23条及び一関地区広域行政組合介護保険サービス事業者等監査要綱に基づき、通報、相談等に基づく情報を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要がある場合、帳簿書類等の提出、出頭または立ち入り検査（監査）を行っています。

指定基準違反等が認められた場合には、勧告、命令、指定の取消し等を行いますが、令和4年度の監査実績はありませんでした。

## ※介護保険法第23条（文書の提出等）

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、居宅介護支援、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス、これらに相当するサービスを担当する者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会をさせることができる。

## 3 指導内容

令和4年度の文書及び口頭での指導事項は以下のとおりです。

項 目	件 数			
	居	総	地	備考
(1) 介護報酬、加算に関すること				職員への周知不足、利用者への説明・同意
(2) 届出に関すること		1		事業所変更届の提出漏れ
(3) 人員に関すること	1		3	勤務形態一覧の不備
(4) 設備に関すること			1	避難経路に段差
(5) 運営に関すること				
① 入退所				入所要件の確認方法
② 被保険者証			1	利用開始日等未記載
③ 内容・手続きの説明・同意・契約	2	5	6	重要事項説明書等の不備
④ 居宅サービス事業者等との連携				
⑤ 利用料、預り金等				徴収できない費用の徴収
⑥ 身体拘束、褥瘡予防、感染症指針等				指針の未作成、内容の不備
⑦ 外部（自己）評価	1		6	外部(自己)評価の未公表
⑧ サービス計画	2	4	7	担当者会議、アセスメント未実施
⑨ 運営規程、重要事項説明書等	7	4	8	職員体制記載、利用料金誤りなど
⑩ 非常災害対策		2	7	訓練の実施・記録
⑪ 衛生管理				
⑫ 地域との交流			2	運営推進会議の議事録未公表
⑬ 事故発生時の対応、事故防止の体制	2		2	指針の未作成
⑭ 管理者の責務				
⑮ 掲示	2	5		掲示していない項目
⑯ 苦情対応	1		3	記録を残していない
⑰ 緊急時の対応	1			マニュアル未整備
⑱ サービスの質（研修・広告）		2	4	研修の機会の確保
⑲ 記録		1	3	担当者会議の記録なし
⑳ 秘密保持				誓約書未整備
㉑ その他事務指導				協力医療機関の確保
合 計	19	24	53	

## (1) 実地指導等から見た留意事項について

## 【指導事項①】

夜間を想定した避難訓練、通報訓練及び消火訓練の計画を検討し、実施に際しては消防署への事前通報及び立会いを依頼すること。併せて、避難訓練等に地域住民の参加が得られるよう、運営推進会議等において連携に努めること。

## 【消防法施行規則】

## 第3条

10 令別表第一……、(六) 項(※)……に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第4条第3項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

11 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

※消防法施行令により規定

(六) ロ……特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護事業所など

(六) ハ……老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など

## ●指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第103条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※認知症デイ、GH、密着型特定施設、密着型特養も準用

## 【解釈通知】

関係機関への通報及び連携体制の整備とは、……地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めることとしたものである。……

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

※GHも準用

## 【解釈通知】

運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。

**【指導事項②】**

管理者は原則常勤勤務専従であり、支障がない場合に他職の兼務が可能となっているが、勤務形態一覧において管理者としての勤務時間がない日があるため、是正すること。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第91条ほか  
第91条

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

**【指導事項③】**

運営規程等の変更について、変更後10日以内に提出すること。

- ・料金について変更されていない。
- ・営業日が実状と相違がある。
- ・介護職員の職員数に実情と相違がある。

介護保険法

(変更の届出等)

第78条の5 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(変更の届出等)

第82条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、そ

の旨を市町村長に届け出なければならない。

**【指導事項④】**

- ・介護計画に、家族からの同意が確認できない。
- ・利用契約書に空欄（契約年月日等）が散見される。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第98条

共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第九十条第七項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

## 令和5年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所運営指導計画について

## 1 運営指導基本方針

- (1) 介護サービスの質の確保と向上
- (2) 介護給付の適正な実施
- (3) 高齢者の尊厳の保持（高齢者虐待の防止、身体拘束廃止に向けた取組）
- (4) 危機管理の徹底（災害対策、感染症対策、事故防止対策、防犯安全対策）

## 2 運営指導の予定

## (1) 対象事業所

- ・地域密着型サービス 23 事業所
- ・総合事業（訪問型サービス） 3 事業所
- ・総合事業（通所型サービス） 4 事業所

## (2) 実施時期

令和5年9月から12月

## (3) 選定基準

- ・施設系事業所 3年に1回
- ・居宅系事業所 6年に1回
- ・上記のほか、情報提供などがあった場合は、随時実施について検討する。

## (4) 指導班の編成

運営指導を適正かつ公正に実施するため、指導職員2名以上をもって行う。

## (5) 運営指導の実施通知

運営指導の実施にあたっては、原則として指導実施日の1か月前までに、指導の対象となる事業者に対し通知する。

## (6) 資料の提出

運営指導の実施前に、対象となる事業者に対し事前提出調書及び介護保険各種加算自己点検シート、平面図等の実地指導に関し必要な資料の提出を求める。

## (7) 指導方法

「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」により示された標準確認文書の確認並びに現地確認により、各種基準等に適合しているかについて確認を行う。また、サービス提供において不適切と思われる事項についても指導を行う。

## (8) 指導後の措置

運営指導から起算して概ね2週間以内に、指導の結果を検討し、その結果を当該事業者へ通知する。改善を要すると認められた事項については、文書により改善内容の報告を求めるものとする。

## (9) 滞在時間の短縮化

事業所における滞在時間を最小限とするため、書類審査を介護保険課事務室で行う。事業所に訪問した際には、書類審査に係る不明点や個別のケース（契約書類及びケアプランなど）、設備基準、掲示事項の確認などを行う。

No.		法人名	事業所名	対象地域	実施予定時期
1	GH	株式会社いわい	グループホームにこにこだいとう	大東	9月中旬
2	GH	特定非営利活動法人いわい地域支援センター	グループホームなかがわ	大東	9月中旬
3	GH	有限会社チバコウ	グループホーム美葉	千厩	9月下旬
4	小規模デイ	特定非営利活動法人千厩まちかどケアセンター	宅老所せんまや2号館	千厩	9月下旬
5	GH	株式会社いわい	グループホームにこにこひがしやま	東山	9月下旬
6	小規模デイ	社会福祉法人一関市社会福祉協議会	デイサービスセンター室根	室根	9月下旬
7	GH	一関市	グループホームやまぼと	藤沢	9月下旬
8	小規模デイ	株式会社日藤	デイサービスゆうゆう	藤沢	9月下旬
9	通所介護	社会福祉法人稲泉会	慶泉荘デイサービスセンター	平泉	9月下旬
10	小規模デイ	合同会社 しづか亭	リハトレしづか亭	平泉	9月下旬
11	認知症デイ	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	デイサービスセンターいこいの杜	平泉	9月下旬
12	通所介護	株式会社 My ケア	デイサービス舞乃湯	花泉	10月下旬
13	小規模デイ	株式会社スガワラ製作所	機能訓練付きデイサービスふるさと	花泉	10月下旬
14	GH	特定非営利活動法人 ケアセンターいこい	高齢者グループホーム いこいの華	花泉	10月下旬
15	GH	株式会社スガワラ製作所	グループホームふるさと	花泉	10月下旬
16	通所介護	株式会社ライフケア幸成堂	デイサービス街なか	一関	10月下旬
17	訪問介護	医療法人一秀会	訪問介護ステーション シエスター一関	一関	10月下旬
18	小規模デイ	医療法人一秀会	デイサービスシエスター一関	一関	10月下旬
19	訪問介護	株式会社県南タクシー	県南タクシー介護サービス	一関	11月上旬
20	通所介護	株式会社おやまケアサービス	かいご予防センターゆうゆうタウン五十人町	一関	11月上旬
21	訪問介護	株式会社一関福祉教育センター	一関福祉教育センター 訪問介護ステーション	一関	11月上旬
22	小規模デイ	社会福祉法人いちのせき会	デイサービスセンター須川の郷	一関	11月上旬
23	GH	社会福祉法人つくし会	認知症高齢者グループホームゆいとり	一関	11月上旬
24	GH	医療法人あけぼの会	グループホームさくらのいえ	一関	11月上旬
25	GH	社会福祉法人柏寿会	福光園グループホームフクちゃんハウス	一関	11月上旬
26	GH	医療法人一秀会	認知症高齢者グループホームつどい	一関	11月上旬
27	GH	医療法人白光	シルバーヘルス認知症対応型共同生活介護事業所「昴」	一関	11月上旬
28	GH	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	高齢者グループホーム いこいの友	一関	11月中旬
29	特養	社会福祉法人寿憩会	特別養護老人ホームいこいの結	一関	11月中旬
30	特養	社会福祉法人いちのせき会	特別養護老人ホームあけぼの苑	一関	11月中旬



## 令和3年度介護保険制度改正に伴う留意点（各サービス共通）

改正に伴い事業者（事業所）として実施しなければならないことについて、解釈通知の内容等をチェックリストとしてまとめました。定められている条項等については、例示として地域密着型サービスの若い番号の条項を記載していますので、対応するサービスの同項目をご確認ください。

1. 高齢者虐待防止の推進 **運営基準：第3条の29、第3条38の3** **解釈通知：第3の1の4(21)、(31)**

すべての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止の発生またはその再発を防止するための委員会を開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

なお、この義務付けについては、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

## チェックリスト

- 運営規程に、「虐待防止のための措置に関する事項」が定められている。
  - ⇒ 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。
- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催しており、その結果を従業者に対して周知徹底を図っている。
  - 【虐待防止のための対策を検討する委員会で検討する内容】
    - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
    - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
    - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
    - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
    - ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
    - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
    - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- 事業所における虐待防止のための指針を整備している。
  - 【指針に盛り込む内容】
    - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
    - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
    - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
    - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
    - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
    - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
    - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
    - チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
    - リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
- 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していること。
  - ⇒ 研修の内容について、記録する必要がある。
- 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

## 2. 感染症対策の強化 運営基準：第3条の31 解釈通知：第3の一の4(24)

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等の取り組みが義務付けられました。

なお、この義務付けについては、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

※ 地域密着型介護老人福祉施設については従前から義務付けられています。今回の改正で新たに義務付けられた感染症の予防及びまん延防止のための訓練については、令和6年3月31日までの間、努力義務とされています。

### チェックリスト

- 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めている。
- 事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また、従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じている。
- 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）を定期的（6月に1回以上）に実施している。
  - ⇒ 感染対策の知識を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。
  - ⇒ 感染対策委員会の構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておく必要がある。
  - ⇒ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。
  - ⇒ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。記載例については以下のとおりであるが、詳細は「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。
    - ・平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
    - ・発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）実施している。
  - ⇒ 研修の内容について、記録する必要がある。
  - ⇒ 研修は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うもので差し支えない。

## 3. 業務継続に向けた取組の強化 運営基準：第3条の30の2 解釈通知：第3の一の4(23)

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務付けられました。

なお、この義務付けについては、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

### チェックリスト

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定している。
  - ⇒ 以下の項目を記載すること。各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続

ガイドライン」を参照されたい。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

□ 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施している。

⇒ 研修の実施内容について記録する必要がある。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

⇒ 訓練は、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、発生した場合に実践するケアの演習等を実施すること。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更している。

### 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

認知症について理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

なお、令和6年3月31日までは努力義務とされているとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間が設けられています。

#### 【対象サービス】

無資格者がいない訪問系サービス、居宅介護支援を除く全てのサービス

#### 義務づけの対象外となる資格等

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

#### 【R3報酬改定 Q&A (vol.3) より】

問3 養護施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答) 養成施設については、卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

問4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答) 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。

問5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

(答) 認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を要請する者であるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務づけの対象外とはならない。

## 10. 栄養ケア・マネジメントの充実

### 3.(1)⑮ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

概要	【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】	
○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】		
単位数		
<現行> 栄養マネジメント加算 14単位/日 なし 低栄養リスク改善加算 300単位/月 経口維持加算 400単位/月	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	<改定後> 廃止 栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算 (新設) (3年の経過措置期間を設ける) 栄養マネジメント強化加算 11単位/日 (新設) 廃止 変更なし
基準・算定要件等		
<運営基準(省令)> ○ (現行) 栄養士を1以上配置 → (改定後) 栄養士又は管理栄養士を1以上配置。 ○ 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。(3年の経過措置期間を設ける) <栄養マネジメント強化加算> ○ 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除して得た数以上配置すること ○ 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること ○ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること ○ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 <経口維持加算> ○ 原則6月とする算定期間の要件を廃止する		

#### <栄養ケア・マネジメントの未実施減算>

##### ●大臣基準告示

六十三の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型サービス基準第一百三十一条に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること及び指定地域密着型サービス基準第四十三条の二(指定地域密着型サービス基準第六十九条において準用する場合を含む。)に規定する基準のいずれにも適合していること。

<参考:運営基準> (栄養管理)

第四十三条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立し

た日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

### ●留意事項

#### (7) 栄養管理に係る減算について

栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、指定地域密着型サービス基準第 131 条に定める栄養士又は管理栄養士の員数若しくは指定地域密着型サービス基準第 143 条の 2（指定地域密着型サービス基準第 169 条において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）。

### <栄養マネジメント強化加算>

#### ●算定基準

#### チ 栄養マネジメント強化加算 11 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イからニまでの注 6 を算定している場合は、算定しない

#### ●大臣基準告示

六十五の三 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費における栄養マネジメント強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 管理栄養士を常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数を五十で除して得た数以上配置していること。ただし、常勤の栄養士を一名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を七十で除して得た数以上配置していること。

ロ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施すること。

ハ ロに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していること。

ニ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ホ 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

#### ●留意事項

#### (24) 栄養マネジメント強化加算について

① 栄養マネジメント強化加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに大臣基準第 65 号の 3 に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員に対して算定できるものであること。

② 大臣基準第 65 号の 3 イに規定する常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出方法は、以下のとおりとする。なお、当該算出にあたり、調理業務の委託先において配置される栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできないこと。また、給食管理を行う常勤の栄養士が 1 名以上配置されている場合は、管理栄養士が、給食管理を行う時間を栄養ケア・マネジメントに充てられることを踏まえ、当該常勤の栄養士 1 名に加えて、管理栄養士を常勤換算方式で、入所者の数を 70 で除して得た数以上配置していることを要件とするが、この場合における「給食管理」とは、給食の運営を管理として行う、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理を指すものであり、これらの業務を行っている場合が該当すること。なお、この場合においても、特別な配慮を必要とする場合など、管理栄養士が給食管理を行うことを妨げるものではない。

イ 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤の職員勤務すべき時間で除することによって算出するものとし、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に減少した場合は、1 月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

ロ 員数を算定する際の入所者数は、当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）。この場合、入所者数の平均は、前年度の全入所者の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均入所者の算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。

③ 当該加算における低栄養状態のリスク評価は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 3 号、老老発 0316 第 2 号）第 4 に基づき行うこと。ただし、低栄養状態のリスクが中リスク者のうち、経口による食事の摂取を行っておらず、栄養補給法以外のリスク分類に該当しない場合は、低リスク者に準じた対応とすること。

④ 低栄養状態のリスクが、中リスク及び高リスクに該当する者に対し、管理栄養士等が以下の対応を行うこと。

イ 基本サービスとして、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成する栄養ケア計画に、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法や食事の観察の際に特に確認すべき点等を示すこと。

ロ 当該栄養ケア計画に基づき、食事の観察を週 3 回以上行い、当該入所者の栄養状態、食事摂取量、摂食・嚥下の状況、食欲・食事の満足感、嗜好を踏まえた食事の調整や、姿勢、食具、食事の介助方法等の食事環境の整備等を実施すること。食事の観察については、管理栄養士が行うことを基本とし、必要に応じ、関連する職種と連携して行うこと。やむを得ない事情により、管理栄養士が実施できない場合は、介護職員等の他の職種の者が実施することも差し支えないが、観察した結果については、管理栄養士に報告すること。

なお、経口維持加算を算定している場合は、当該加算算定に係る食事の観察を兼ねても差し支えない。

ハ 食事の観察の際に、問題点が見られた場合は、速やかに関連する職種と情報共有を行い、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。

ニ 当該入所者が退所し、居宅での生活に移行する場合は、入所者又はその家族に対し、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと。また、他の介護保険施設や医療機関に入所（入院）する場合は、入所中の栄養管理に関する情報（必要栄養量、食事摂取量、嚥下調整食の必要性（嚥下食コード）、食事上の留意事項等）を入所先（入院先）に提供すること。

⑤ 低栄養状態のリスクが低リスクに該当する者については、④ロに掲げる食事の観察の際に、あわせて

食事の状況を把握し、問題点がみられた場合は、速やかに関連する職種と情報共有し、必要に応じて栄養ケア計画を見直し、見直し後の計画に基づき対応すること。

- ⑥ 大臣基準第 65 号の 3 に規定する厚生労働省への情報の提出については、L I F E を用いて行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養ケア計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

事務連絡  
令和 5 年 5 月 1 日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主幹部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局 老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等別紙 1 に掲げる一連の事務連絡（以下「コロナ特例事務連絡」という。なお、本事務連絡における、各コロナ特例事務連絡の呼称は別紙 1 を参照すること。）でお示ししているところである。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の位置づけの変更後（令和 5 年 5 月 8 日以降）においては、下記のとおり分類された対応によりそれぞれ取り扱うこととしたので（一覧は別紙 2 参照）、その取扱いに遺漏のないよう、貴管内市町村、介護サービス事業所等に対し周知徹底を図らねたい。

なお、下記の取扱いについては、位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があることを承知されたい。

#### 記

- 1 利用者や従事者等において新型コロナ感染者が発生した際にも、安定的にサービス提供を行うための臨時的な取扱いや、ワクチン接種の促進のための臨時的な取扱いについては、当面の間継続する。



2 引き続き感染対策を行いながら必要なサービスを提供する観点及び新型コロナの位置づけ変更やオンラインによる研修環境の改善等を踏まえ、より合理的な取扱いに見直すことが適当なものについては、以下の通りの見直しを行った上で臨時的な取扱いを継続する。

2－(1) 人員基準等の緩和に係る臨時的な取扱いについては、利用者や従事者（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、柔軟な取扱いを継続する。

2－(2) 研修に係る臨時的な取扱いについては、実習・実地研修に限り、新型コロナの影響により未受講の場合に、基準違反・減算としない取扱いを継続する。

3 新型コロナの感染症法上の位置づけ変更に伴い、各種制限が緩和されることを踏まえ、臨時的な取扱いがなくても必要なサービスを提供することが可能と考えられるものについては、当該臨時的な取扱いを令和5年5月7日をもって終了する。

※位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているものを含む

※コロナ特例事務連絡としては終了するが、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるものを含む

以上が位置づけ変更後における対応となるが、介護保険事業の健全かつ円滑な運営のため、当面の間継続する又は必要な見直しを行った上で継続する臨時的な取扱いの適用は、新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）の発生やサービスの継続に必要な新型コロナの感染対策の実施等により、通常必要なサービスの提供に影響があった場合に厳に限るよう留意するとともに、各介護サービス事業所等において適切な運用がなされるよう、貴担当主幹部（局）において十分な監督を行うこと。

以上

位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表 (R5.05.01)

	継続	一部修正 (基準等)	一部修正 (研修)	終了
	1	2 - (1)	2 - (2)	3
第1報				
- 1.		(2)、(3)、(4) (5)、(6)、(7)		(1)、(8)
- 2.		(1)、(4)、(5)、(6) (7)、(10)、(11)		(2)、(3)、(8)、(9)
第2報	1、2			
第3報	1、2、5、6	3、4、11		7*、8、9、10
第4報	3	1、2、7	12	4、5、6、8、9 10、11
第5報	1、2	3		4、5
第6報			6	1、2、3、4 5**、7**
第7報				全て
第8報		5		1、2、3、4**、6
第9報	1			2、3、4、5
第10報		2		1、3
第11報		3、4、6		1、2、5、7、8
第12報				全て*
第13報		6		1*、2*、3*、4* 5
第14報			全て	
第15報		全て		
第16報	2		1	
第17報	全て			
第18報	全て			
第19報	1			2
第20報	全て			
第21報	全て			
第22報	全て			
第23報	全て			
第24報	全て			
第25報	全て			
第26報	全て			
第27報				全て

※第1報の数字は項目番号、第2報以降の数字は問番号。

※数字に\*が付されているものは、位置づけ変更前に既に取扱いを終了しているもの。

※数字に\*\*が付されているものは、コロナ特例事務連絡としては取扱いを終了するものの、他の事務連絡等により従前と同様の取扱いが可能であるもの。

事務連絡  
令和 5 年 5 月 16 日

高齢者入所施設の管理者 様

岩手県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課長

新型コロナウイルス感染症の入所者の感染時の報告について

新型コロナウイルスの発生報告については、本年 5 月 8 日に新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症に該当する」二類感染症の取扱いから「新型インフルエンザ等感染症に該当しない」五類感染症の取扱いへと移行されたことに伴い、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の通知のより対応するよう、5 月 8 日付で依頼しているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、類型の移行はされましたが、感染が拡大しやすく、高齢者にとっては致命的な感染となりうることに変わりはないことから、高齢者入所施設での蔓延防止のため、県南広域振興局管内では当面（9 月 30 日までを目途）下記のとおり発生報告を改めて依頼することとしましたので御協力をお願いします。

記

- 1 発生報告を要する対象  
施設入所者（職員や併設事業所での発生については対象外）
- 2 報告方法  
当課あてメールにて報告（メールのタイトルを「コロナ感染報告\_（施設名）」としてください（報告先アドレス：[BD0003@pref.iwate.jp](mailto:BD0003@pref.iwate.jp)）
- 3 報告の内容  
別紙報告様式（エクセルファイル）をメール添付により報告
- 4 報告の時期  
施設において感染者が確認された初日は発生確認時。以降、毎日 10 時時点の感染状況を収束まで報告。

担当 長寿社会課長 西崎  
0197（22）2850

